

米国会計基準設定におけるルールに基づく アプローチと原則に基づくアプローチ

——概念の整理——

滝 西 敦 子

- I はじめに
- II ルールに基づくアプローチ
 - 1 米国における発展の必然性
 - 2 米国における発展の限界
- III 原則に基づくアプローチ
 - 1 経済的実質
 - 2 コンバージェンス
- IV 会計基準設定アプローチと会計操作
 - 1 利益操作抑制力の観点
 - 2 訴訟リスクの観点
- V おわりに

I はじめに

IASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会) の発足以来, FASB (Financial Accounting Standards Board : 財務会計基準審議会) と IASB は, U. S. GAAP (U. S. Generally Accepted Accounting Principles : 米国の一般に認められた会計原則) と IFRSs (International Financial Reporting Standards : 国際財務報告基準 (総称))¹ とのコンバージェンスを目指したプロジェクトに取り組んでいる。各基準の設定において採用されているアプローチは異なり, IFRSs は「原則に基づくアプローチ」(principles-based approach) の, U. S. GAAP は「ルールに基づくアプローチ」(rules-based approach) のもとで設定されているといわれている。

米国では, Enron および WorldCom による大規模な会計不正の発覚後, 会計基準設定におけるアプローチを「ルールに基づくアプローチ」から「原則に基づくアプローチ」²へと転換させる議論が広まった。2002年, 原則に基づくアプローチへの転換の議論は

-
- 1 IFRSs は, IASC (International Accounting Standards Committee : 国際会計基準委員会) により公表された IAS (International Accounting Standard : 国際会計基準), IASB が公表する IFRS, およびこれらに付随するガイダンスから構成される。
 - 2 米国で原則に基づくアプローチの議論が広がった当初, このアプローチの概念については, 複数の異なる解釈および用語が併存し, 必ずしも共通の理解が得られていなかった。本稿では, 意味を限定する場合を除き, 原則に基づくアプローチとは, 広義に諸解釈の総称を指し, 他の諸アプローチも包含する。

FASB の最重要議題とされ、その後、原則に基づくアプローチが支持されるなかで議論は終結したかのようであったが、原則に基づくアプローチに関連する議論はその後も継続的になされている（FASB and IASB [2002], FASB [2002b], [2005a], [2005b], [2006], [2008]）。たとえば、2008年にFASBとIASBは、合同プロジェクトの目標をデュー・プロセス（due process：正当な手続き）を経た共通の原則に基づく基準の作成であると合意している。

原則に基づくアプローチへの転換の議論においては、米国会計基準の特徴の一つともいえる詳細性および複雑性がルールに基づくアプローチの弊害として批判され、原則に基づくアプローチがルールに基づくアプローチより優れているとのコンセンサスが次第に成立しつつあった。一方、原則はルールより優れているとのコンセンサスは実行の段階において有効に機能しないだろうとの主張もあったが（Sunder [2009], pp. 101 and 103）³、米国における原則に基づくアプローチへの方向づけに大きな転換はなかった。

「会計が環境の産物」（徳賀 [2000], 1 ページ）である以上⁴、米国の会計基準設定におけるアプローチがルールに基づいていることの環境要因について検討することは不可欠である。しかし、米国において会計基準が詳細化・複雑化した経緯、および、ルールに基づくアプローチが持続的に必要とされた要因に関する分析が十分でない可能性がある。本稿では、米国の会計基準設定におけるアプローチがルールに基づくものである要因、および機能を明らかにする。さらにこれをふまえて、原則に基づくアプローチの機能を整理する。

II ルールに基づくアプローチ

米国の会計基準は、CAP（Committee on Accounting Procedure：会計手続委員会、1939年創設）、APB（Accounting Principles Board：会計原則審議会、1959年改組）、FASB（1973年創設）により公表されるなかで、次第に詳細性を帯びていった⁵。大規模な会計不正の発覚後、会計基準の詳細性は過度なものであると批判されたわけであるが、一連の会計不正が米国経済へ与えたインパクトは大きく、様々な問題に対して平常時を上回る影響を与えた可能性がある。

米国では、過去にも会計基準設定におけるアプローチの議論があった。「ルールに基

3 この他、Beechy [2005] は、会計基準設定におけるアプローチの変更は万能薬ではないと指摘する（p. 207）。

4 徳賀 [2000] では、会計が環境の産物であるとする先行研究が多いことが指摘されている（3 ページ）。

5 ARB（Accounting Research Bulletin：会計研究会報）は51号まで、APB意見書（APB Opinion）は31号まで、SFAS（Statements of Financial Accounting Standards：財務会計基準書）は168号まで公表された。

づくアプローチ」と「原則に基づくアプローチ」に関する議論と、過去の他のアプローチの議論には共通のものが観察できる。米国では社会的に公的統制の必要性が強調されると、会計基準設定機関は私的統制を維持すべく自主規制として弾力性ではなく統一性を標榜する傾向があり、また、「ケース・バイ・ケース・アプローチ」(case-by-case or ad hoc approach) から「概念的アプローチ」(conceptual approach) ないし「包括的・全体的アプローチ」(comprehensive, over-all approach) への歩み寄りを示すことにより、その都度直面している危機を脱してきた(津守 [2002], 291-292 ページ)。しかし、今回の議論は、立法の直接的な関与があり、Sarbanes-Oxley 法 108 条 (d) 項で SEC (Securities and Exchange Commission: 証券取引委員会) に対して原則に基づくアプローチの研究報告書の提出が要求されたこと等により、2つのアプローチの優劣の振れ幅は従来以上であった可能性がある。

1 米国における発展の必然性

(1) 比較可能性の確保

もともと、会計基準の詳細化は、経済的実質の相違(将来キャッシュ・フローの相違)を反映させることを目的としたものであった。Enron 事件後、米国会計基準の詳細性が粉飾手法を生み出したとの批判がなされたが、細分化された会計基準は、本来、比較可能性を確保するために必要とされたものであった。

2002 年、FASB は米国において原則に基づくアプローチを採用することに関する提案書 (*Proposal, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*) を公表し、このなかで、「会計基準における解釈・適用ガイダンスは一定の比較可能性を保証」(FASB [2002b], p. 3) するために必要であり、ガイダンスに依拠することで「基準が網羅する一定の類似取引や事象が全ての企業によって同様に報告される」(FASB [2002b], p. 3) とした。「比較可能性と首尾一貫性を向上させよう」と取り組むなかで、原則に基づく基準はしばしばルールに基づく基準になる」(Shortridge and Myring [2004], p. 35) との見解や、「規制主体のルールへの選好は、明白に比較可能性への要望によりもたらされた」(ICAS [2006b], p. 5) との指摘もある。米国会計基準の詳細性は、比較可能性の確保を目的とするなかでもたらされた、結果的特徴であると説明できよう。

次項では、こうした詳細性が米国において持続的に必要とされた要因について検討する。

(2) ルールの詳細性

米国では、問題解決方法として訴訟手続きが用いられることが多い。Bone [2003] は、訴訟提起の意思決定を合理的選択理論に基づいてモデル化し、主に、賠償見込額、

勝訴率、裁判費用、および回収不能費用から期待価値を算出し、これがプラスであれば提訴の選択肢がとられ、逆にマイナスであれば提訴はなされないはずであるとした（Bone [2003], pp. 20–41）。また、ゲーム理論を応用し、合理的な原告は和解目的で濫訴を起こすインセンティブを強く持っていることを説明した（Bone [2003], pp. 44–64）。

この他、米国の訴訟環境を形成した背景に、弁護士比率が他国より群を抜いて高いことがある⁶。また、英国では、原則、敗訴当事者が勝訴当事者の負担した弁護士費用を含む訴訟費用を負担しなければならないとされているのに対して、米国では一部の訴訟形態に関して同様の法律が定められているが、原則、当事者は勝敗にかかわらず自己の負担した訴訟費用を支払うことになっている（Bone [2003], p. 158）。この英国のルールでは、十分な証拠を提示できる場合の提訴は促されるが、十分な証拠を提示できない場合の提訴は抑制されているといわれている（Bone [2003], p. 162）。訴訟費用の配分の観点からみると、米国の法システムにおいては、根拠の弱い訴訟が提起されやすいといえよう。

米国で訴訟が多いことの原因については諸説あるが、いずれにしても、訴訟件数が多いことは明白な事実であり⁷、こうした訴訟環境が、ルールの詳細化を求めたと考えることもできる。FASB や K. Schipper は、論点ごとに唯一の対処法を提供するような詳細な解釈・適用ガイダンスが必要とされるのは、訴訟環境の影響であると述べている（FASB [2002b], p. 3, Schipper [2003], p. 71）。また、「監査事務所は、監査意見を支援しうるブライトライン（bright-line）⁸を基準設定主体に期待している」（ICAS [2006b], p. 5）という見解がある。後者の見解は、監査人の需要があったことを示唆している。

会計基準が詳細であると、財務諸表作成者と監査人は、自己の専門家判断の適否が争点となった際に、基準そのものを判断形成の根拠として提示することができる。これは両者にとってのベネフィットである。「ガイダンスは訴訟に対抗する防護策を提供する」（Schipper [2003], p. 69）からである。また、明文規定には相対的に高い証拠能力を期待できるため、米国における訴訟環境が、明文規定への需要を持続的に促したと解釈できる。

さらに、SEC は、「セカンド・ゲス」（second-guess）の観点から財務諸表作成者あるいは監査人の下した会計上の判断の適否を問うことがあり、判断の適否の問題は二次的な解釈により訴訟に発展することがあるが、詳細な会計基準には、SEC や FASB がセ

6 Minow [1984] によると、米国における国民対弁護士数の割合は、英国における割合の3倍であり、日本の20倍以上であった（p. 70）。

7 1982年に連邦裁判所に提訴された民事訴訟件数は206,193件であった。これは、1960年の3.5倍であり、1974年の2倍であったという（Minow [1984], p. 70）。

8 ブライトラインとは、「量的に明確な条件」（徳賀 [2004], 16ページ）を意味する。

カンド・ゲスを用いて職業専門家の判断の適否を問うことを抑制する効果を期待できる。これについて、FASBは、詳細な会計基準はセカンド・ゲスの余地を制限させると考え (FASB [2002b], p. 3)、また、K. Schipperは、セカンド・ゲスについて、詳細な適用ガイダンスは、エンフォースメント団体との見解の相違から生じる問題を減少させようとした (Schipper [2003], p. 68)。これらは、財務諸表作成者および監査人が、基準の詳細性を選好する理由である。さらに、ルール⁹の細分化は、その運用を監督する立場にある規制主体に業務の簡便化というベネフィットをもたらす。会計基準の詳細性は、財務諸表作成者ならびに監査人だけではなく、規制機関も選好する傾向にあるといえよう。

以上のように、米国において会計基準が詳細化し、かつ、詳細な会計基準が継続的に必要とされた背景には、それが必然であったといえる要因がある。しかし、それらの要因における明確な変化が根拠として示されていないにもかかわらず、Enron等の大規模な会計不正の発覚後、会計基準の詳細性および複雑性は弊害であると認識され、ルールに基づくアプローチの持続的な採用の適否に関して大きな議論が起こった。

2 米国における発展の限界

ルールに基づくアプローチの下では、会計基準の設定は、個々の論点を網羅するように個別的になされる。そのため、会計基準は次第に詳細かつ複雑になっていく。詳細な会計基準は、財務諸表作成者および監査人にとって、提訴された際の防衛手段の一つとなりうる。一方で、会計基準の過度の詳細性および複雑性は、ルールの規定上の隙を利用した取引の成立を許容し、基準の意図や精神と合致しない基準適用を促すことがある (FASB [2002b], p. 2)。ルールに基づく会計が過度に複雑性を高め、これが財務操作の誘因になるのである (ICAS [2006b], p. 11)。

ルールの規定上の隙を利用した財務操作は、比較可能性の低下を導く。ガイダンスが不適切に厳格であると会計処理の画一化がもたらす比較可能性は表面上のものになる (SEC [2003], VH, Schipper [2003], p. 67) 虞があるからである。会計基準の詳細性は、経済的実質の反映および比較可能性の確保のために必要とされたものであったが、過度な詳細性は、比較可能性の低下をもたらす。詳細性は、一定の範囲内においては比較可能性に対して正の効果を有するが、ある限界点を超えるとその関係は一転し、比較

9 FASB [2002b]によると、「詳細なガイダンスはSECに効果的なエンフォースメント・メカニズムを与える」(p. 3)。また、FASB [2002b]へのコメント・レターのなかには、原則に基づくアプローチへの転換は、「SECに、レビューおよびエンフォースメント活動を容易にするブライトライン・ルールを要求することを控えめにするを求めるであろう」(Computer Sciences Corporation [2003], Exhibit p. 2)との見解があり、現行のシステムにおいてSECが詳細なルールを要求する傾向にあることが指摘されている。

可能性を蝕むようになるからである。しかし、「ある限界点」、もしくは、詳細性の「最適な」レベルを提示することは困難である。

これについて、徳賀 [2004] では、採用する会計処理を決定する方法として、結果的にもたらされる会計情報の歪みを比較する方法が提言されている。会計処理に経営者の裁量が反映される「条件別統一方式」と、画一化を実現する「無条件統一方式」のどちらを採用するかを決定するには、それぞれの方式で発生する会計情報の歪みの大きさを比較し、より大きい歪みを排除するような会計処理方法に決定する必要があるとされる。経済的実質の追求が経営者の自由裁量を大きくする場合には、経済的実質の追求が会計情報の比較可能性の向上につながるとはいえ、また、経営者の自由裁量を排除する方法の一つには会計方法の画一化があるが、必ずしもこれが比較可能性の低下を意味するのではないというのである（徳賀 [2004], 7-14 ページ）。

過去、様々な FASB の議論において、「基準の過負荷」(standards overload) という用語を用いて会計ルールの分量の問題だけではなくその詳細性と複雑性について言及されてきたが、この問題は 2001 年の FASAC (Financial Accounting Standards Advisory Council: 財務会計基準諮問委員会) の年次調査書において再度表面化した (FASB [2002a], p. 5)。FASAC の年次調査書では原則に基づく基準への移行に向けた提案もあったが (FASB [2001], p. 7)、基準の過負荷問題は、2002 年 1 月に承認された「簡略化・コード化 (Simplification and Codification) プロジェクト」において本格化することになった。原則に基づくアプローチは、2002 年第 3 クォーターから当該プロジェクトにおいて議論が始まり、FASB は、「会計基準の詳細性と複雑性のレベルを下げるために、米国会計基準設定において原則に基づくアプローチを採用することの実行可能性に関して議論を始めた」(FASB [2005a]) と説明した。

こうした議論の背景には、2001 年から 2002 年にかけて発覚した Enron および World-Com 等による会計不正があった。特に、Enron の粉飾手法は、米国会計基準の結果的特徴といえる詳細性と複雑性を巧緻に活用したものであったため、会計基準の詳細性が形式優先主義を過度に許容したと批判された。詳細性が形式優先主義の誘因となる点を過度に強調し、ルールに基づくアプローチが形式優先主義の温床であるとする見解は極端であるが、Enron の粉飾手法が明らかになるなかで批判的となったのはこの点であった。¹⁰

会計基準の詳細性は、本来、比較可能性を高めるために必要とされたものであった。しかし、大規模な会計不正が連続的に発覚したこともあり、ルールに基づくアプローチは形式優先主義を促進し、比較可能性の低下をもたらす、という見解が有力になった。

10 なお、ICAS [2006a] は Wittgenstein 哲学を引用し、ルール史上主義に内在する限界点を示唆した (pp. 64-65)。

結果的に、ルールに基づくアプローチの持続的な採用は困難と見做されるに至った。

Ⅲ 原則に基づくアプローチ

1 経済的実質

Enron や WorldCom による会計不正の発覚後、米国会計に対する投資家の信頼は失墜した。これを回復するため実質優先主義の重要性が強調され、原則に基づくアプローチは、経済的実質の反映を達成する際に適切なアプローチであると見做される。

例えば、AAA (American Accounting Association: 米国会計学会) [2003] および SEC [2003] は、原則に基づくアプローチが経済的実質を反映するに適切なアプローチであるとし、FASB [2002b] は、原則に基づくアプローチの下では基準適用の際に専門家判断がより重視され、基準が網羅する取引と事象の経済的実質がより明確に財務諸表に反映されるとした (pp. 9-10)。「原則に基づく会計基準の使用は、企業の実際の業績をより正確に示す財務諸表を提供するであろう」(Shortridge and Myring [2004], p. 36) とされており、企業および業界団体も、原則に基づくアプローチの下では経済的実質が反映されるとしている。¹¹

また、「ルールに基づく会計は、…必ずしも、真実かつ公正な概観 (true and fair view)¹²、あるいは、公正な開示 (fair presentation) を導かない」(ICAS [2006b], p. 11) のに対して、原則に基づく会計は経済的実質に資するフレームワークを提供する (ICAS [2006b], p. 11) とされている。

このように、原則に基づくアプローチは、一般的に、より一層の経済的実質を追求する手段であると捉えられている。

2 コンバージェンス

FASB と IASB による会計基準のコンバージェンスに向けた取り組みが、原則に基づくアプローチを採用することで促進されるとの見解もある。

ルールに基づくアプローチは、原則に基づくアプローチと比較すると、発生する問題により個別に対応する。両アプローチのもとで設定される会計基準およびガイダンス

11 例えば、New Horizons Group, Inc [2002], Sempra Energy [2002], Shell International Limited [2002], Merrill Lynch [2002], Merck & Co., Inc. [2003], The New York State Banking Department [2003], および The National Association of Real Estate Investment Trusts [2003] は、このような見解を示している。

12 真実かつ公正な概観は、英国会社法の最高規範である。真実かつ公正な概観の原則において、会計基準に準拠したことのみをもっては、情報開示義務を果たしたとは見做されず、所定の会社法または会計基準における計算規則の適用により、財務諸表利用者の誤解を招く場合等には、当該計算規則を離脱しなければならないとされている。IAS 1号においても、極めてまれな場合に限定し、対象企業の財務状態、財務業績、およびキャッシュ・フローの公正表示の観点から、会計基準からの離脱が要求されている (para. 15 and 19)。

の分量や詳細性に差が生じるのは、発生する問題への対応方法が異なるからである。共通のアプローチを採用することで、会計基準間の差異は除去される。既存の会計基準については、改訂作業やこれに代わる新基準の公表を通して会計基準間の差異を解消する必要があるが、新会計基準については、設定時にある程度の類似性を確保しうる。FASB (FASB [2002b], p. 10), AAA (AAA [2003], p. 76), SEC (SEC [2003], IVB) の他、企業および業界団体¹³、さらに、監査人も、原則に基づくアプローチの下ではコンバージェンスが促進されるとする。

また、原則に基づくアプローチには柔軟性が備わっており、これにより IAS/IFRS の広範な適用が可能になっているとの見解がある。Carmona and Trombetta [2008] は、ルールに基づくシステムの使用国、原則に基づくシステムの使用国、コモンロー諸国、および大陸法諸国の違いに変わりなく世界的に IAS/IFRS の適用が容認されている実態について、その理由の大部分は原則に基づくシステムの性質に依拠すると述べている (p. 457)。原則に基づくアプローチとその内的柔軟性が会計伝統や制度の異なる国々で IAS/IFRS の適用を可能にする、というのが Carmona and Trombetta [2008] の見解である。

IV 会計基準設定アプローチと会計操作

1 利益操作抑制力の観点

次に、会計基準設定におけるアプローチと利益操作抑制力との関係について考察する。

原則に基づくアプローチの下では経済的実質の重要性が強調されることから、複雑な取引形態を駆使した Enron の会計不正を防ぐことができたとする主張は、原則に基づくアプローチの支持者に多い。Carmona and Trombetta [2008] は、IAS/IFRS を自発的に採用している企業は利益操作を減少させて会計の質を高めるとする Barth *et al.* [2008] の実証結果から、「原則に基づくアプローチに本来備わっている柔軟性が、より効果的な不正抑制装置としても機能するであろう」(p. 459) としている。

これに対して、原則に基づくアプローチにはルールに基づくアプローチを上回る利益操作抑制力はないとする見解もある。Ng [2004] は、WorldCom および Enron が行った粉飾手法を検討した上で、原則に基づくアプローチであれば粉飾手法の開発を阻止で

13 例えば、Key Corp [2002], Shell International Limited [2002], The Goldman Sachs Group, Inc. [2003], Computer Sciences Corporation [2003], The New York State Banking Department [2003], および The National Association of Real Estate Investment Trusts [2003] が、このような見解を示している。

14 Deloitte & Touche [2002] は、この点について明言している。

15 例えば、Computer Sciences Corporation, および The National Association of Real Estate Investment Trust は、原則に基づくアプローチはルールの詳細性を利用した財務操作を抑制するとした (Computer Sciences Corporation [2003], Exhibit p. 1, The National Association of Real Estate Investment Trust [2003], p. 1.)。

きたとする見解を AICPA (American Institute of Certified Public Accountants : 米国公認会計士協会) の会計士行動規程規則 203 (Code of Professional Conduct, rule 203) の観点から否定し、これらの会計不正の決定的な原因はルールに基づくアプローチにはないと述べた (p. 19)。Ng [2004] の主張は、会計士行動規程規則 203 を根拠に、原則に基づく基準とルールに基づく基準のどちらが利用されたかにかかわらず、企業は常に取引の経済的実態 (economic reality) を示す財務諸表を提出しなくてはならないという点を強調したものであった (p. 19)。

採用される会計基準設定におけるアプローチの違いにかかわらず会計操作を完全に防止することができないのは、ルールに基づく会計基準と原則に基づく会計基準のいずれもが会計操作を正当化する要素を有しているからである。この点について、Nelson [2003] は、ブライトライン (bright line thresholds) や詳細なガイダンス等を有する明確な (precise) 基準は、作為的な処理方法の選定を正当化し、不明確な (imprecise) 基準は強引な解釈を正当化するとの実証結果を示した (p. 100)¹⁶。

原則に基づくアプローチとルールに基づくアプローチにおける利益操作抑制力については、実証結果からどちらのアプローチにその力があるかを判断することはできない。なお、監査人の判断形成に関する実験では、「細則主義会計が「ルール破り」の会計不正を促進するという見解に一定の支持を与えている」(古賀・與三野・嶋津 [2010], 16 ページ) という結果があるが、当該実験においても、原則に基づくアプローチにより高い利益操作抑制の効果があるとは認められていない。

2 訴訟リスクの観点

原則に基づくアプローチにおいては、財務諸表作成者および監査人にはより多くの状況で専門家判断が要求され、SEC やその他の財務情報利用者には、その専門家判断を受け入れる姿勢が求められるといわれている (FASB [2002b], p. 9)。

米国で詳細なルールが必要とされた背景には訴訟環境があった。原則に基づくアプローチの下では、訴訟環境に加えて、専門家判断の裁量の余地が拡大し、かつ、専門家判断が求められる頻度が増加することから、財務諸表作成者および監査人の法的責任範囲が拡大し、訴訟件数が増加する虞がある。

16 澤邊 [2005] では、Nelson のいうところの Low Precision は「原則主義アプローチ」、High Precision は「細則主義アプローチ」とされている (澤邊 [2005], 164 ページ, Nelson *et al.* [2002], p. 194, Nelson [2003], p. 96)。各アプローチにおける監査人の利益操作抑制効果については、澤邊 [2005], Nelson *et al.* [2002], および Nelson [2003] を参照のこと。また、古賀・與三野・嶋津 [2010] は、原則主義会計が利益操作の機会を提供することを示す例として Nelson *et al.* [2002] を取り上げ、「経営者が不明確なルールについての自身の解釈を監査人に説得することで利益操作の試みをより正当化しようとし、監査人もより柔軟で主観的な判断に会計の規定が依拠しているときには、このような経営者のインセンティブを認める傾向がある」(2 ページ) ことが示されていると指摘した。

SEC は、原則に基づく基準は、財務諸表作成者と監査人の判断に大きく依拠して適用されるため、財務諸表作成者と監査人に対する訴訟が増加すると指摘している（SEC [2003], VG¹⁷）。また、SEC のエンフォースメント活動とこれに関連する訴訟問題への懸念は、財務諸表作成者と監査人にとって重大とされている（FASB [2002b], p. 9）。

一方、英国には、原則に基づく会計システムに訴訟リスクを減少させる効果があるとの見解がある。ICAS（Institute of Chartered Accountants of Scotland：スコットランド勅許会計士協会）は、ルールに基づく会計システムは機械的な基準の適用を許容するブライトラインを連続的に作り、これが財務操作の誘因となっているとした（ICAS [2006b], pp. 10–11）。また、原則に基づく会計システムは、取引の経済的実質を反映するためのフレームワークを提供するため、利害関係者間でのコミュニケーションが促進され、原則に基づく会計システムにおいて訴訟リスクは最小限に抑えられうるとされる（ICAS [2006b], p. 11）。

米国では、財務諸表作成者および監査人は原則に基づくアプローチを支持している。彼らがそれを支持するのは、それが彼らの専門性ならびに社会的存在意義を高めるからである。また、近年米国では彼らの訴訟リスクの上昇を緩和できる、あるいは訴訟リスクに対抗しうる法理や制度が整いつつあったからである。

V おわりに

再三言及しているように、米国会計基準の最大の特徴は、その詳細性にあるといわれている。詳細であるが故、複雑でもある。過度な会計基準の詳細化の問題は、基準の過負荷問題として、FASB において議論されていた問題であったが、米国では、Enron 等の大規模な会計不正の発覚後、当該議論が本格化し、そのなかで原則に基づくアプローチへの議論が広まった。ルールに基づくアプローチと原則に基づくアプローチの議論、ならびにその他のアプローチを含めた議論は過去にもあったが、今回の議論は、議会、会計基準設定機関、および金融監督機関がこれについて連鎖的もしくは連携的に取り組んだという点において特徴的であった。

本稿では、会計基準の詳細化は、もともと、比較可能性の確保のため必要とされたものであり、財務諸表作成者および監査人が米国の訴訟環境の下で要求したものであったことを明らかにした。詳細な会計基準およびこれに付随するガイダンスは、財務諸表作成者および監査人にとって、自己の判断の客観的な論拠となり、判断の適否を問われた

17 SEC は、原則のみの（principles-only）基準であれば訴訟リスクは高いが、自身の提唱する目的指向（objectives-oriented）基準には目的が明示されており、かつ専門家判断をある程度限定する適用ガイダンスと構造を有しているため、訴訟リスクは残るものの著しく減少すると考えている（SEC [2003], VG and footnote 179）。

際、または判断の責任を追及された際の自己防衛手段の一つとなる。また、規制機関にとっても、業務の簡便化という点から、会計基準の詳細化は選好される傾向にあることが分かった。一方、詳細性および複雑性は財務操作の誘因であるとされることもある。この点が大規模な会計不正の発覚後に批判の的となり、ルールに基づくアプローチの持続的な採用は困難と見做され、原則に基づくアプローチの議論が広まった。

原則に基づくアプローチの下では、より一層の経済的実質の追求、およびコンバージェンスの推進が可能になるといわれている。また、原則に基づくアプローチの内的柔軟性がIAS/IFRSの広範な適用を可能にするとの見解もある。しかし、会計基準設定におけるアプローチと会計操作との関係について見解は統一されておらず、原則に基づくアプローチに備わっている柔軟性が不正抑制装置として機能するとの見解がある一方で、どちらのアプローチの下でも会計操作を正当化する余地はあり、また、採用されているアプローチの違いに関係なく、AICPAの会計士行動規程規則203において経済的実態の追求は要求されていると指摘されている。2つのアプローチにおける利益操作抑制力については、実証結果から支配的見解を提示することは困難であり、また、監査人の判断形成に関する実験においても、原則に基づくアプローチがより高い利益操作抑制の効果を有するとは確認されていない。

原則に基づくアプローチの下では専門家判断の重要性が強調されるため、財務諸表作成者および監査人の法的責任範囲は拡大し、訴訟件数が増加する虞がある。しかし、財務諸表作成者および監査人は、原則に基づくアプローチを支持するとの見解を公表している。彼らが原則に基づくアプローチを支持するのは、原則に基づくアプローチがもたらすベネフィットへの期待に加え、近年米国では訴訟リスクの上昇を緩和できる、あるいは訴訟リスクに対抗しうる法理や制度が整いつつあったからである。

会計基準設定におけるアプローチの変更は利害関係者に大きな影響を及ぼすといわれているが、米国では、必ずしも十分な検討がなされていないままに、米国会計基準の結果的特徴ともいえる詳細性および複雑性が利益操作の決定的な誘因であると批判されることや、原則に基づくアプローチの有用性が強調されることがあった。しかし、会計システムがその他の経済・社会システムとの密接な関係性のなかで成立しているものである以上、米国がルールに基づくアプローチを必要とした経済・社会的な理由を検討する必要がある、看過してはならない。本稿では、米国におけるルールに基づくアプローチを検討し、かつ、原則に基づくアプローチの機能を検討した。本稿での検討を通して、会計基準設定におけるアプローチには常に慎重な議論が必要であることが分かる。

参考文献

AAA (American Accounting Association) [2003], AAA Financial Accounting Standards Committee, "Evaluat-

- ing Concepts-Based vs. Rules-Based Approaches to Standards Setting,” *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, pp. 73–89.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang [2008], “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, June, pp. 467–498.
- Beechy, T. H. [2005], “Accounting Standards: Rules, Principles, or Wild Guesses?” *Canadian Accounting Perspectives*, Vol. 4, No. 2, pp. 195–212.
- Bloor, D. [1983], *Wittgenstein: A Social Theory of Knowledge*, The Macmillan Press Ltd. (戸田山和久訳 [1988] 『ウィトゲンシュタイン: 知識の社会理論』 勁草書房。)
- Bone, R. G. [2003], *Civil Procedure: The Economics of Civil Procedure*, Foundation Press. (細野敦訳 [2004] 『民事訴訟法の法と経済学』 木鐸社。)
- Carmona, S. and M. Trombetta [2008], “On the Global Acceptance of IAS/IFRS Accounting Standards: The Logic and Implications of the Principles-Based System,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 27, pp. 455–461.
- Computer Sciences Corporation [2003], *Letter of Comment No. 121, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, January, FASB, pp. 1–4, Exhibit pp. 1–4.
- Cooter, R. and T. Ulen [2008], *Law & Economics*, 5th edition, Pearson Education, Inc. (太田勝造訳 [1997] 『新版 法と経済学』 第2版訳, 商事法務研究会。)
- Deloitte & Touche [2002], *Letter of Comment No. 30, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, December, FASB, pp. 1–9.
- Ernst & Young [2003], *Letter of Comment No. 129, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, January, FASB, pp. 1–5.
- FASB (Financial Accounting Standards Board) [2001], “Standards Overload,” *Status Report, Financial Accounting Series*, No. 227, December 31, FASB, p. 7.
- FASB [2002a], “The FASB Addresses Standards Overload through New Projects,” *The FASB Report, Financial Accounting Series*, No. 229, February 28, FASB, pp. 5–6.
- FASB [2002b], *Proposal, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, October 21, FASB, pp. 1–22.
- FASB [2004], *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July, FASB, pp. 1–14.
- FASB [2005a], *Project Updates, Principles-based Approach to U. S. Standard Setting*, Last Updated: February 2, FASB.
- FASB [2005b], *Project Updates, Simplification and Codification*, Last Updated: February 2, FASB.
- FASB [2006], *Project Updates, Codification and Retrieval Project*, Last Updated: January 30, FASB.
- FASB [2008], *Completing the February 2006 Memorandum of Understanding: A progress report and timetable for completion*, September, FASB, pp. 1–5.
- FASB and IASB (International Accounting Standards Board) [2002], *Memorandum of Understanding, The Norwalk Agreement*, FASB, pp. 1–2.
- IASC (International Accounting Standards Committee) [1997], *International Accounting Standard 1, Presentation of Financial Statements*, IASC.
- ICAS (Institute of Chartered Accountants of Scotland) [2006a], *Principles-Based or Rules-Based Accounting Standards?: A Question of Judgement*, April, ICAS, i–v, pp. 1–83.
- ICAS [2006b], *Principles not Rules: A Question of Judgment*, April, ICAS, pp. 1–22.
- Key Corp [2002], *Letter of Comment No. 22, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, December, FASB, pp. 1–5.
- KPMG [2002], *Letter of Comment No. 37, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, December, FASB, pp. 1–7.
- Malcolm, N. [1986], *Nothing is Hidden: Wittgenstein’s Criticism of his Early Thoughts*, Basil Blackwell. (黒

- 崎宏訳 [1991] 『何も隠されていないーウイトゲンシュタインの自己批判ー』 産業図書。
- Merk & Co., Inc. [2003], *Letter of Comment No. 122, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, January, FASB, pp. 2-3.
- Merrill Lynch [2002], *Letter of Comment No. 28, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, December, FASB, pp. 1-5.
- Minow, N. N. [1984], "Accountant's Liability and the Litigation Explosion," *Journal of Accountancy*, September, pp. 70-72, 76-78, 80, 82, 84 and 86.
- Nelson, M. W. [2003], "Behavioral Evidence on the Effects of Principles- and Rules-Based Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, March, pp. 91-104.
- Nelson, M. W., J. A. Elliott, and R. L. Tarpley [2002], "Evidence from Auditors about Managers' and Auditors' Earnings Management Decisions," *The Accounting Review* (Supplement), Vol. 77, pp. 175-202.
- New Horizons Group, Inc. [2002], *Letter of Comment No. 5, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, October, FASB, pp. 1-5.
- Ng, M. [2004], "The Future of Standards Setting," *The CPA Journal*, Vol. 74, No. 1, January, pp. 18-20.
- PricewaterhouseCoopers [2003], *Letter of Comment No. 38 A, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, January, FASB, pp. 1-5.
- Schipper, K. [2003], "Principles-Based Accounting Standards," *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, March, pp. 61-72.
- SEC (Securities and Exchange Commission) [2003], *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, U. S. SEC, Modified, July 25.
- Sempra Energy [2002], *Letter of Comment No. 13, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, November, FASB, pp. 1-2.
- Shell International Limited [2002], *Letter of Comment No. 23, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, December, FASB, pp. 1-4.
- Shortridge, R. T. and M. Myring [2004], "Defining Principles-Based Accounting Standards," *The CPA Journal*, Vol. 74, August, pp. 34-37.
- Sunder, S. [2009], "IFRS and the Accounting Consensus," *Accounting Horizons*, Vol. 23, No. 1, pp. 101-111.
- The Goldman Sachs Group, Inc. [2003], *Letter of Comment No. 102, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, January, FASB, pp. 1-2, Attachment pp. 1-4.
- The National Association of Real Estate Investment Trusts [2003], *Letter of Comment No. 132, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, January, FASB, pp. 1-2.
- The New York State Banking Department [2003], *Letter of Comment No. 126, Principles-Based Approach to U. S. Standard Setting*, January, FASB, pp. 1-3.
- 古賀智敏・與三野禎倫・嶋津邦洋 [2010] 「原則主義」対「細則主義」と監査人の判断形成』『国民経済雑誌』第201巻第4号, 1-16 ページ。
- 澤邊紀生 [2005] 『会計改革とリスク社会』 岩波書店。
- 滝西敦子 [2007a] 「米国における「原則に基づくアプローチ」の展開－会計基準設定におけるアプローチの変化－」『経済論叢』(京都大学経済学会)第179巻第4号, 52-72 ページ。
- 滝西敦子 [2007b] 「原則に基づくアプローチと監査人の判断－米国4大会計事務所の原則に基づくアプローチ支持の意味」『企業会計』第59巻第11号, 119-124 ページ。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論－相違と調和－』 中央経済社。
- 徳賀芳弘 [2004] 「会計基準設定における姿勢の変化－エンロン事件のもたらす副産物－」(山路秀俊編 『アメリカ不正会計とその分析』 神戸大学経済経営研究所) 1-22 ページ。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』 森山書店。